



日常のちょっとした困りごとを地域で解決！ 「浅羽・笠原地区まちづくり協議会生活支援ネットワーク」活動開始

- 浅羽東・西・南・北・笠原地区の5地区のまちづくり協議会が連携し、日常のちょっとした困りごとを住民同士の助け合いで解決する「浅羽・笠原地区まちづくり協議会生活支援ネットワーク」を4月1日に設立。6月14日（日）に発会式を行い、7月1日（水）から活動を開始する。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、顔の見える関係づくりを目指す。初年度は、利用者50人、延べ500件、500時間の利用を見込む。
- 本市は、平成30年4月1日に「公民館（生涯学習の拠点）」を「コミュニティセンター」へ移行。コミュニティセンターを活動拠点として、地域が主体となった「まちづくり協議会」を中心に住民の参画による特色ある地域づくりを推進。

生活支援活動の概要

1 支援対象者

浅羽・笠原地区内に居住し、日常生活上で何らかの援助を必要とする方

2 支援内容

(1) 家事支援

- ・日常的な住居の掃除（掃除機掛け、窓ふき等）
- ・庭の草取り、植木の刈込、花や植木への水やり
- ・衣類や寝具の洗濯、布団干し
- ・生活必需品の買い物代行
- ・軽微な修繕（電球交換等）
- ・ごみ出し（可燃ごみ、資源ごみ）
- ・産前産後の家事援助 など

(2) 外出支援

- ・散歩、買物、通院、薬局、金融機関の付き添い など

3 利用可能時間

月～土曜日 午前9時～午後5時 1日最大2時間まで

※祝日、12月29日～1月5日は除く。

※ごみ出しは、収集時間に対応

4 利用料金（謝礼金）

30分ごと250円（ごみ出し・電球交換などは1回100円）

※事前に利用券を購入 30分 250円×5回分=1,250円 有効期限なし、使用しなかった場合は換金可

5 利用の流れ

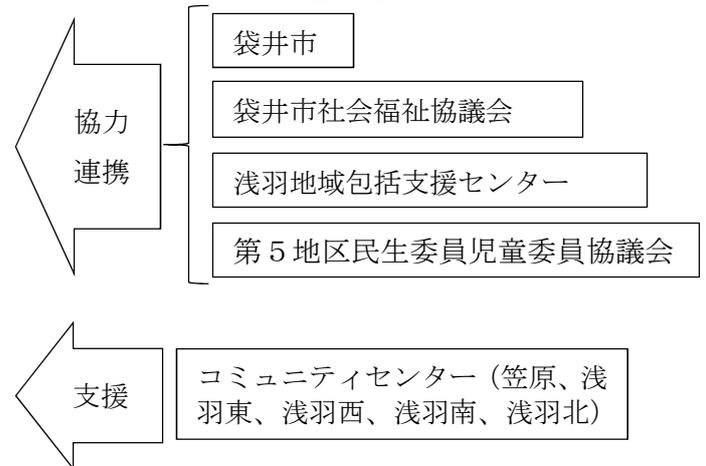
- (1) 利用希望者は、事前登録の申込みをする。
- (2) 相談員が利用希望者宅を民生委員と訪問し、制度の説明と家庭状況等を確認する。
利用希望者は、利用券を購入する。
- (3) 利用希望者は、1週間くらい前までに相談員またはコミュニティセンターへ申込む。
- (4) 相談員が支援員へ支援活動を依頼する。
- (5) 支援員が支援活動を実施する。
- (6) 利用者が支援員へ利用券を渡す。



6 組織体制

浅羽・笠原地区まちづくり協議会 生活支援ネットワーク	
会長：永 田 進 (浅羽東地区まちづくり協議会会長)	
事務所：袋井市社会福祉協議会浅羽支所 (浅名1028 袋井市浅羽支所内)	
相談員：12人	
支援員：65人	(5月19日現在)

・笠原地区まちづくり協議会 ・浅羽東地区まちづくり協議会 ・浅羽西地区まちづくり協議会 ・幸浦地域まちづくり協議会（浅羽南） ・浅羽北地区まちづくり協議会	



7 今後のスケジュール

(1) 事前研修会

活動に携わる心構えと支援の手法を学ぶ（両日とも同じ内容）

5月30日（土）午後1時30分～ 浅羽北コミュニティセンター

5月31日（日）午後1時30分～ 笠原コミュニティセンター

(2) 発会式

日時 6月14日（日）午後1時30分～午後2時30分

場所 笠原コミュニティセンタープラザホール